

# ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し 生活支援特別給付金を支給します

国の「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（令和3年3月）を踏まえ、令和3年3月30日に市長専決処分により先行して実施した「低所得のひとり親世帯に対する給付金」に続き、その他の低所得の子育て世帯を対象に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を給付します。

## 1 給付金の概要

### (1) 支給対象者

- ア 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方（約2万世帯）
- イ アのほか、対象児童（18歳になる年度の末までの子（障害のある児童については20歳未満）※）の養育者で、以下のいずれかに該当する方
- ※ 令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象となります
- 令和3年度分の住民税均等割が非課税である方
  - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）

### (2) 給付額

児童1人あたり 5万円

### (3) 支給方法

支給対象者アについては、申請手続き不要で6月30日以降順次児童手当又は特別児童扶養手当の受給口座へ振り込みます。対象者イについては7月1日から申請を受け付け、審査終了後に順次指定の口座へ振り込みます。手続きの詳細は、市ウェブページでご案内します。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/teate/kosodatekyufukin.html>



### (4) 申請受付期間

令和3年7月1日（木）から令和4年2月28日（月）

裏面あり

## 2 市民向け問合せ先

横浜市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター

令和4年3月31日（木）までの祝・休日、年末年始（12月29日～1月3日）  
を除く月～金曜の午前9時～午後5時

電話：0120-694-281 FAX：045-641-8424

※制度の概要、支給対象要件の説明及び申請書の送付依頼等に対応します。

### 「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（抜粋）

令和3年3月16日

新型コロナに影響を受けた非正規雇用  
労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議

#### ○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）の支給

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援金（仮称）を支給する。

具体的には、児童扶養手当を受給している世帯等の児童やその他住民税非課税の子育て世帯の児童について、児童一人当たり一律5万円を支給する。

#### お問合せ先

こども青少年局こども家庭課長

奥津 正仁 Tel 045-671-2364